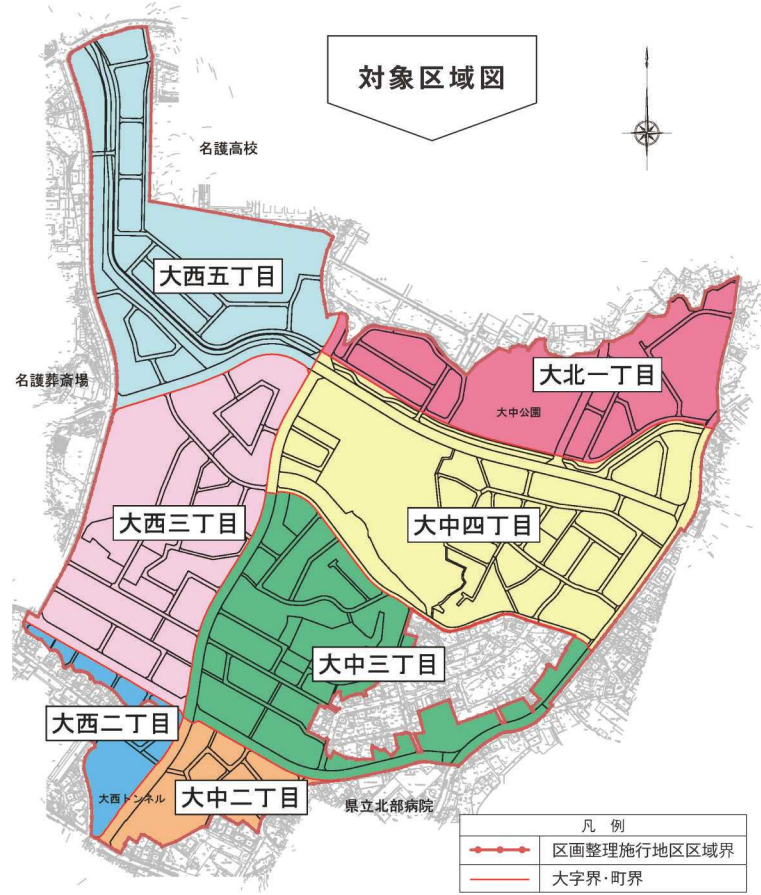


名護第三土地区画整理事業における換地処分に伴い、 登記の一時閉鎖や本籍地番が変更されます。

名護第三土地区画整理事業の換地処分の公告を沖縄県公報において、9月4日(金)に行う予定です。区画整理事業対象区域については、名護市大中二丁目、三丁目、四丁目の各一部、名護市大西二丁目、三丁目、五丁目の各一部、名護市大北一丁目の一部となっており、当該対象区域に①土地・家屋を所有される方については登記の一時閉鎖、②本籍がある方については本籍地番の変更を伴いますので、お知らせします。



注意 対象区域内にお住まいの方の住所表示に変更はありません。



①登記の一時閉鎖

換地処分の公告日翌日、9月5日(土)から約3カ月の登記閉鎖期間中は法務局名護支局において、登記簿(土地・建物)の表題部書き換え作業(登記申請は事業施行者の名護市が行います)のため、一般の所有権移転、権利の設定・抹消などの登記および全部事項証明書の交付申請ができなくなりますので、ご注意ください。

また、登記がされていない家屋(未登記家屋)については、所在地および所有者の変更、家屋の取り壊しなどについて、登記簿で把握することができません。所有者ご本人などによる名護市役所税務課への申告が必要となりますので、ご注意ください。申告書は、税務課窓口または名護市役所ホームページで入手可能です。

②本籍地番の変更

区画整理事業対象区域内に本籍がある方は、9月5日(土)より新しい本籍地番へ変わります。

市において対象戸籍の本籍表示および住民票に記載されている本籍表示の変更を行いますので、変更後の本籍地番は、対象戸籍の筆頭者宛てに市民課から郵送する「本籍の変更について(お知らせ)」でご確認ください。

お問い合わせ先一覧

内容	お問い合わせ先
区画整理事業	問 都市計画課 名護第三土地区画整理事務所 ☎ 54-1313
未登記家屋	問 税務課 資産税係 ☎ 53-1212(内線185)
住民票	問 市民課 窓口係 ☎ 53-1212(内線178)
戸籍	問 市民課 戸籍係 ☎ 53-1212(内線172)

